

道所管 各介護サービス事業者 様

北海道保健福祉部高齢者支援局
高齢者保健福祉課介護運営担当課長

生活相談員の資格要件について(通知)

平素より介護サービス事業の適切な運営に特段のご配慮とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、通所介護事業所等における生活相談員の資格要件は、法令・通知等にて「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」と規定されているところですが、介護サービスの質の確保等の観点から、次のとおり道が所管する介護サービスにおける取扱いについてお知らせします。

記

1 生活相談員の資格要件

次のいずれかに該当すること。

(1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

→社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士とする。

(2) 介護支援専門員

(3) 社会福祉施設等において、実務経験が1年以上ある介護福祉士

(4) 社会福祉施設等において、介護に係る計画の作成に関する業務、または相談・援助業務の実務経験が2年以上ある者

※保有する資格および実務経験等を記載した経歴書ならびに資格証明書等により資格要件の確認を行う。

2 対象サービス

通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設

※(介護予防)特定施設入居者生活介護における生活相談員の資格要件については、法令・通知等で特段の規定はないが、生活相談員としての責務や業務内容において通所介護等の他のサービスと同等であることから、同様の資格要件を求めるものとする。

3 適用日

令和4年(2022年)1月1日

※適用日以前に指定を受けている事業所については経過措置あり。

4 経過措置

適用日以前に指定を受けている事業所であって、資格要件を満たす生活相談員を配置していない場合については、令和5年（2023年）3月31日までに資格要件を満たす生活相談員を配置すること。

※ただし、経過措置にとらわれることなく、速やかに適正な人員配置を実施すること。

(参考)

社会福祉法

第19条第1項

社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢20年以上のものであって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉士の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学、旧高等学校令（大正7年勅令第389号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 2 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 3 社会福祉士
- 4 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 5 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

(社会福祉法施行規則)

第1条の2 社会福祉法第19条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 1 精神保健福祉士
- 2 学校教育法に基づく大学において、法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

事業指定係

電話：011-204-5935

FAX：011-232-8308